件 名	えひめこどもの城管理条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	_

【改正の概要】

えひめこどもの城の一部遊具において、利用料金の規定を一部廃止するため、えひめこどもの城管理条例(平成17年3月25日条令第27号)の一部を改正しようとするものである。

【改正内容】

○別表第2(第6条、第9条、第13条、第14条関係) 次の項を削除

区分	単位	金額
サイクルモノレール	1人1回につき	300円
児童用手こぎボート	1人1回につき	300円
乗用バッテリーカー	1人1回につき	300円

【改正の理由】

〇平成30年度末で老朽化のため廃止する遊具の利用料金に係る規定を廃止するものである。

施 行 日 平成31年4月1日

【その他参考事項】